

香川県報



第 96 号

平成 16 年

12月 3 日(金曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項)

ページ

規 則

●香川県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

(農業経営課)

一

告 示

●香川県町村職員退職手当組合と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

(自治振興課)

(みどり整備課)

(健康福祉総務課)

(道路保全課)

()

()

(建築課)

()

()

(農政課)

(土地改良課)

(都市計画課)

()

教育委員会規則

●教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

収用委員会公告

○土地収用法の規定による収用の裁決手続の開始の決定

一〇

規 則

香川県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十七号

香川県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

香川県農業改良資金貸付規則（平成十五年香川県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第二条第二項」を「第四条第四項」に改める。

第五条第一項の表の第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第二号を同表の第三号とし、同表の第一号の次に次のように加える。

二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十三条に規定する資金に該当する資金	十二年以内	五年以内
---	-------	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●香川県告示第七百九十三号

香川県町村職員退職手当組合と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約を次のように定める。
平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県町村職員退職手当組合と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

香川県町村職員退職手当組合と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

題名中「香川県町村職員退職手当組合」を「香川県市町総合事務組合」に改める。
第一条中「香川県町村職員退職手当組合」を「香川県市町総合事務組合」に改める。

附 則

この規約は、香川県市町総合事務組合及び香川県が告示した日から施行する。

●香川県告示第七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定に係る保安林の所在場所

東かがわ市坂元字大坂・さぬき市鴨部字宝蔵坊・小田字大空・仲多度郡満濃町大字長尾字新古（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については主伐は、択伐による。

字大坂・字宝蔵坊・字大空・字新古（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに東かがわ市産業部経済課、さぬき市産業部経済課農林水産課及び満濃町農林課に備え置いて縦覧に供する。）

●香川県告示第七百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一〇、一	アイリスケアセン ター三本松 東かがわ市三本松 一五七―三長束 ビル二F	株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目九 番地	訪問介護 居宅介護支援
平成一六、一一、一六	株式会社トーカー さぬき居宅介護支 援事業所 さぬき市鴨部六一 二五番地一	株式会社トーカー 高松市鶴市町二〇 二五番地三	居宅介護支援

●香川県告示第七百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 多度津丸亀線（二百五号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別			

仲多度郡多度津町大字山階字岡山 一三九八番一地先から		前	七・八	道路改修工事に伴う現道拡幅
後	仲多度郡多度津町大字山階字岡山 一三九九番六地先まで	後	一七・五	一七
			一七	

●香川県告示第七百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 千疋綾上線（百八十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
綾歌郡綾上町山田上字寺ノ内乙八 三番一地先から	一三・〇	一三・〇	一〇〇	一〇〇	現道通行不能による迂回路の設置
	後	後			
綾歌郡綾上町山田上字寺ノ内甲四 二三番地先まで	一三・〇	一三・〇	一〇〇	一〇〇	
	後	後			

四 供用開始の期日 平成十六年十二月三日

●香川県告示第七百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 津田川島線（二号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
さぬき市田面二七四二番一地先から	一八・〇	一八・〇	六〇	六〇	現道通行不能による迂回路の設置
	後	後			
さぬき市田面二七四〇番一地先まで	二一・〇	二一・〇	六〇	六〇	
	後	後			

四 供用開始の期日 平成十六年十二月三日

●香川県告示第七百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 財田満濃線（百九十七号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡満濃町大字長尾字暁七二〇番六地 先から	一一・〇	六三〇	平成十一年 香川県告示 第八百三十 二号で変更 した区域の 一部
仲多度郡満濃町大字長尾字長塚九二九番一 地先まで	一五・六		

四 供用開始の期日 平成十六年十二月三日

●香川県告示第八百号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 善土指道 第十七号
- 二 指 定 年 月 日 平成十六年十一月十五日
- 三 指 定 道 路 の 位 置 仲多度郡多度津町大字庄字土井畑一一五四―四、一一五五―四、一
一五七―三及び一一五八―四
- 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 四・三〇メートル
延長 三七・九九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第八百一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 善土指道 第十八号

二 指 定 年 月 日 平成十六年十一月十五日

三 指 定 道 路 の 位 置 丸亀市城南町五八―七、五八―九、五八―一〇、七〇―二、七〇―

四、七〇―五並びに山北町字道下七六九―一、七六九―二及び同地
先農道・水路

四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 四・〇〇メートル、四・〇一メートル、四・九七

メートル及び八・〇〇メートル
延長 五二・九七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第八百二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により平成十三年二月七日指道第二十四号(香川県告示第九十七号)で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 廃 止 年 月 日 平成十六年十一月十八日
- 二 指 定 を 廃 止 す る 道 路 の 位 置 綾歌郡綾南町大字畑田字徳田下二四八七及び同地先農道
・水路
- 三 指 定 を 廃 止 す る 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 四・〇〇メートル
延長 八・三四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第五百七十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第五項の規定により平成十六年香川県公告第二百二十四号で公告した平成十六年度地籍調査事業計画のうち土庄町、池田町、牟礼町、庵治町、綾上町、仲南町、高瀬町及び豊中町が行う調査について平成十六年十一月二十六日次のとおり変更した。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真鍋 武紀

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
土庄町	小豆郡土庄町湊崎の一部及び上庄の一部	平成十七年三月三十一日まで	地籍調査
池田町	小豆郡土庄町湊崎の一部及び上庄の一部 小豆郡池田町大字池田の一部 小豆郡池田町大字池田の一部	〃	数値情報化 地籍調査
牟礼町	木田郡牟礼町大字牟礼の一部 木田郡牟礼町大字牟礼の一部	〃	地籍調査 数値情報化
庵治町	木田郡庵治町字谷、字荒浜、字丸山及び字島々の一部	〃	地籍調査 数値情報化
綾上町	木田郡庵治町字湯谷 綾歌郡綾上町大字粉所東、大字西分、大字羽床上、大字牛川、大字東分の一部及び大字山田下の一部	〃	数値情報化
仲南町	仲多度郡仲南町大字佐文及び大字十郷の一部	〃	数値情報化
高瀬町	三豊郡高瀬町大字下勝間、大字上高瀬、大字比地中、大字比地、大字上勝間、大字新名及び大字羽方の一部	〃	数値情報化
豊中町	三豊郡豊中町大字笠田笠岡、大字上高野 大字笠田竹田、大字本山甲、大字本山乙及び大字岡本の一部	〃	数値情報化

●香川県公告第五百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十月二十日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十二月十日から平成十七年一月五日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真鍋 武紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
昭和池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）昭和池地区	土庄町農林水産課
蒲野共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蒲野地区	池田町産業振興課

●香川県公告第五百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、内海町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 諸口地区）を行うことについて平成十六年十月二十日適当と決定した。

その関係書類を内海町建設農林水産課において平成十六年十二月十日から平成十七年一月五日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真鍋 武紀

●香川県公告第五百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十月二十日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十二月十日から平成十七年一月五日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所

蛙子池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)土井地区	土庄町農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)大門地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)奥地区	〃
小豆郡内海町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)当浜地区	内海町建設農林水産課

●香川県公告第五百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十一月十五日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十二月十日から平成十七年一月五日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業南天枝地区	三木町産業振興課
〃	単独県費補助土地改良事業蓮池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業寺の前地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業重元地区	〃
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業山下地区	香川町建設課

〃	単独県費補助土地改良事業臼井東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業西本町西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業西本町地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業中坪地区	〃
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業大春田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業飯田原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業梅ヶ井四号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業中尾亀尻地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業鴨島地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業並松本線地区	〃

●香川県公告第五百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十一月十七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十二月十七日から平成十七年一月十二日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業木出池地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業神在下池地区	〃

高松市川添土 単独市費補助土地改良事業本村地区
地改良区

●香川県公告第五百七十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき飯山町三ノ池中地区土地区画整理組合から飯山町三ノ池中地区土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十六年十二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

三・三・一〇五 屋島西宝線

三・四・一一五 高松港海岸線

三・四・一一七 中新町鬼無線

三・四・一一八 東浜港花ノ宮線

縦覧に供する図面表示のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び高松市都市開発部都市計画課

三 縦覧期間

平成十六年十二月三日から同月十七日まで

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月三日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第二十三号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和三十五年香川県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は別表第二」を「、別表第二又は別表第二の二」に改め、同条第二項中「第十条の表備考第三号」を「第十条の表備考第二号」に改める。

第五条第一項中「附則第九項」の下に「若しくは第十八項」を加え、同条第三項中「附則第九項」の下に「若しくは第十八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、免許法別表第六の二備考の規定の適用を受ける者にあつては、同項各号に掲げる書類のほか、管理栄養士免許証の写しを提出しなければならない。

第五条に次の二項を加える。

5 前項の場合において、免許法附則第十八項の表備考第二号の規定の適用を受ける者にあつては、前項の規定により提出しなければならない書類のほか、有することを必要とする普通免許状の写しを提出しなければならない。

6 第四項の場合において、免許法施行規則附則第六項の表備考第四号の規定により、教職に関する科目（栄養教育実習を除く。）の単位をもつて栄養教育実習の単位に替える場合には、第四項の規定により提出しなければならない書類のほか、免許法第三条の二に規定する非常勤の講師としての実務に関する証明書を提出しなければならない。

第十七条の表中「一」 別表第七 第十二表 一」を「」 別

表第六の二 第十二表 一」に改める。

表第七 第十三表 一」

第十七条の表中第十二表を第十三表とし、第十一表の次に次の一表を加える。

第十二表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	最低在職年数	最低修得単位数	管理栄養士学校指定規則(昭和四十一年文部省令(第二号)別表第一に掲げる教育内容に係る科目)		栄養に係る教育に関する科目		教職に関する科目
				単位数	数	単位数	数	
免許法別表第一の一種免許状 六の二		三	四〇	三三	二	二	六	六
		四	三五	二七	二	二	六	六
		五	三〇	二三	二	二	五	五
		六	二五	一八	二	二	五	五
		七	二〇	一四	二	二	四	四
		八	一五	一〇	一	一	四	四
		九	一〇	六	一	一	三	三

備考
 一 この表における栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第十条の三に定める修得方法の例による。
 二 この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教職に関する科目表による。

第十七条の教職に関する科目表に次のように加える。
 六 栄養教諭

受けようとする免許状の種類	単位	最低	修得	単位数	総合演習
数		教職の意義等に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目	

備考	一種免許状			
	三	四	五	六
一 第十二表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の単位数を修得するものとする。 二 前号の場合において、第十二表に定める教職に関する科目の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目のうちから修得するものとする。 三 前二号に定めるもののほか、第十二表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第十条の四に定める修得方法の例による。	一	一	一	一

第十号様式中「教科に関する科目又は養護に関する科目」を「目又は栄養教科に関する科目」に改める。

養に係る教育に関する科目とする科目、養護に関する科目

第十七号様式(表面)を次のように改める。

教育職員免許状原簿

		教育職員免許状原簿				マイクログ撮影		
						年	月	日
ふりがな	氏名	本籍地	年月日	生年月日	卒業大学等	卒業(修了)年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年	月	日
現住所	基礎資格等							
書換え	ふりがな	本籍地	年月日	教科に関する科目	得	単	位	養護に関する科目
	氏名							
	ふりがな	本籍地	年月日					
再交付	理由	年月日	栄養に係る教育に関する科目	得	単	位	教職に関する科目	
	紛失・破損	年月日						
失効上げ	理由	年月日	教科又は教職に関する科目	得	単	位	特殊教育に関する科目	
備考	備考	その他の科目		得	単	位		

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に保存されている改正前の第十七号様式による教育職員免許状原簿は、改正後の第十七号様式による教育職員免許状原簿とみなす。

収用委員会公告

●香川県収用委員会公告第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁
決手続の開始を決定したので公告する。

平成十六年十二月三日

香 川 県 収 用 委 員 会

- 一 1 起業者の名称
丸亀市
- 2 事業の種類
香川中央都市計画公園事業六・五・二二二丸亀総合運動公園
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表一のとおり
- 4 土地所有者の住所及び氏名
当該土地の登記名義人である亡直井清の法定相続人となる次の者
香川県丸亀市金倉町九九一番地三
直井 美智子（持分八分の六）
大阪府大阪市中央区粉川町三番一五―七〇五号
直井 敏彦（持分八分の一）
岐阜県多治見市希望ヶ丘三丁目八九番地
直井 重晴（持分八分の一）
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十六年十一月二十二日

- 二 1 起業者の名称
丸亀市
- 2 事業の種類
香川中央都市計画公園事業六・五・二二二丸亀総合運動公園
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表二のとおり
- 4 土地所有者の住所及び氏名
当該土地の登記名義人である亡直井清の法定相続人となる次の者
香川県丸亀市金倉町九九一番地三
直井 美智子（持分四分の二）
大阪府大阪市中央区粉川町三番一五―七〇五号
直井 敏彦（持分四分の一）
岐阜県多治見市希望ヶ丘三丁目八九番地
直井 重晴（持分四分の一）
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十六年十一月二十二日
〔「添付図面」は、省略し、その図面は香川県土木部土木監理課用地対策室において縦覧に供する。〕
- 三 1 起業者の名称
丸亀市
- 2 事業の種類
香川中央都市計画公園事業六・五・二二二丸亀総合運動公園
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表三のとおり
- 4 土地所有者の住所及び氏名

次の(一)又は(二)に掲げる者のいずれかの者

(一) 当該土地の登記名義人である亡直井清の法定相続人となる次の者

香川県丸亀市金倉町九九一番地三

直井 美智子 (持分四分の二)

大阪府大阪市中央区粉川町三番一五―七〇五号

直井 敏彦 (持分四分の一)

岐阜県多治見市希望ヶ丘三丁目八九番地

直井 重晴 (持分四分の一)

(二) 香川県仲多度郡琴平町字西山五二二番地の三

満濃池土地改良区 理事長 久元 豊

5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十六年十一月二十二日

(「添付図面」は、省略し、その図面は香川県土木部土木監理課用地対策室において縦覧に供する。)

別表1

所在 香川県丸亀市金倉町地内字上下所

地番	地 日		積 測		収用しようとする土地の面積	備 考
	登記簿	現 況	登記簿	実 測		
895番	田	田	1,242 m ²	1,381.63 m ²	1,381.63 m ²	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のA, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, Aの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域

別表2

所在 香川県丸亀市金倉町地内字上下所

地番	地 日		積 測		収用しようとする土地の面積	備 考
	登記簿	現 況	登記簿	実 測		
897番	田	田	786 m ²	803.34 m ²	803.34 m ²	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のA, B, C, D, E, F, Aの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域
913番	田	田	148 m ²	224.00 m ²	224.00 m ²	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のA, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, Aの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域
915番	田	田	634 m ²	687.00 m ²	687.00 m ²	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のA, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, Aの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域
916番	田	田	1,064 m ²	1,144.00 m ²	1,144.00 m ²	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のA, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, Aの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域

所在 香川県丸亀市金倉町地内字道上

地番	地目		積		収用しようとする土地の面積	備考
	登記簿	現況	登記簿	実測		
991番1	田	田	363 m ²	321.58 m ²	321.58 m ²	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のA, B, C, D, E, Aの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域
991番3	宅地	宅地	190.02	320.31	320.31	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のA, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, Aの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域
1033番1	畑	畑	55	不明	143.15	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のF, G, I, J, K, L, M, N, O, Fの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域
1034番1	田	田	677	704.33	704.33	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のA, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, Aの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域

別表 3

所在 香川県丸亀市金倉町地内字道上

地番	地目		積		収用しようとする土地の面積	備考
	登記簿	現況	登記簿	実測		
不明 ただし 1033番1 又は 1033番3	畑 又は 用悪水路	畑	73 m ²	不明 m ²	105.00 m ²	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のA, B, C, D, E, F, G, H, Aの各点を順次直線で結ぶ青色の区域

平成十六年十二月三日印刷発行

印刷発行所 香川県庁

(購読料月極 二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています